

令和7年度第2回「法人等との対話」

議 事 次 第

令和8年1月30日（金）
13：30～14：30
内閣府公益認定等委員会委員会室

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

テーマ：寄附文化の醸成

(1) 各参加者からのプレゼンテーション

(2) 意見交換

4. 閉会

<配付資料>

01_【法人等との対話】_資料1-1 (株)三井住友銀行 資料

02_【法人等との対話】_資料1-2 フィランソロピー・アドバイザーズ(株) 資料

03_【法人等との対話】_資料2 法人等との対話について

04_【法人等との対話】_資料3 秋以降の活動の振り返りと年度内の活動予定について
(第606回(1/16)委員会資料)

以上

内閣府公益認定等委員会 「法人等との対話」



SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP

■ フィランソロピーアドバイザーサービスの全体像

SMBCグループ一貫で、戦略策定～実行支援～運営管理まで一貫通貫のサービスをご提供します



ディスカッション、 ニーズヒアリング 社会課題の特定	コンサルティング	支援体制構築	モニタリング	フォローアップ
フロント	専門家 シンクタンク	外部提携先 シンクタンクなど	専門家 シンクタンク	専門家 シンクタンク
<ul style="list-style-type: none">● お客さまの想いを聴取● フィランソロピーハウスビューの活用	<ul style="list-style-type: none">● 調査分析● 取組方向性の提示	<ul style="list-style-type: none">● 財団設立支援● 寄付先紹介サービス–NPO・中間支援団体・公益財団・大学等のご紹介	<ul style="list-style-type: none">● インパクト測定● ポートフォリオチェック	<ul style="list-style-type: none">● 最新動向の提供

子どもの貧困解決に寄与することを目的に、「児童養護施設退所児童の自立支援」を企図とした助成を実施

取り組む社会課題

- 日本には、家庭環境の問題や経済的困難、虐待などによって、児童養護施設で生活を余儀なくされている子どもたちが数多く存在します。厚生労働省の2022年度調査によると、**全国で約23,000人の子どもたちが施設で暮らしており**、安定した環境の中で生活しています。
- しかし、施設での生活には期限があり、子どもたちは18歳または高校卒業時に退所し、自立することが求められます。十分な進学や就労準備が整わないまま社会に出るケースも多く、**経済的困窮や社会的孤立のリスクが課題**となっています。
- このような状況を改善し、子どもたちが心身の成長を遂げ、自信を持って社会的・経済的に自立できる環境を整えるため、「子どもの未来助成事業」が設立されました。本事業では、**児童養護施設退所前後の支援を行う特定非営利活動法人等の団体に対し、必要な資金を提供し、その取り組みを支援**します。

助成対象団体

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県に所在する児童養護施設の退所児童の自立支援を行う特定非営利活動法人

助成内容

自立支援に向けた取組	活動イメージ
① 退所児童のリービングケア	生活技能習得支援、スキルトレーニング、キャリア教育
② 就労支援 (企業連携と就労マッチング)	インターン・就労を検討してくれる企業発掘、インターンアレンジ、就労マッチング、受入後のフォローアップ支援
③ 退所後のアフターケア	退所児童への定期フォローアップ、相談窓口の運営、退所児童のネットワーク構築
④ 政策提言	先行事例の研究、現行政策のギャップ提示、横展開支援

助成期間

2025/4月 - 2028/3月（3年間）

助成金額

助成総額：最大2,000万円/年



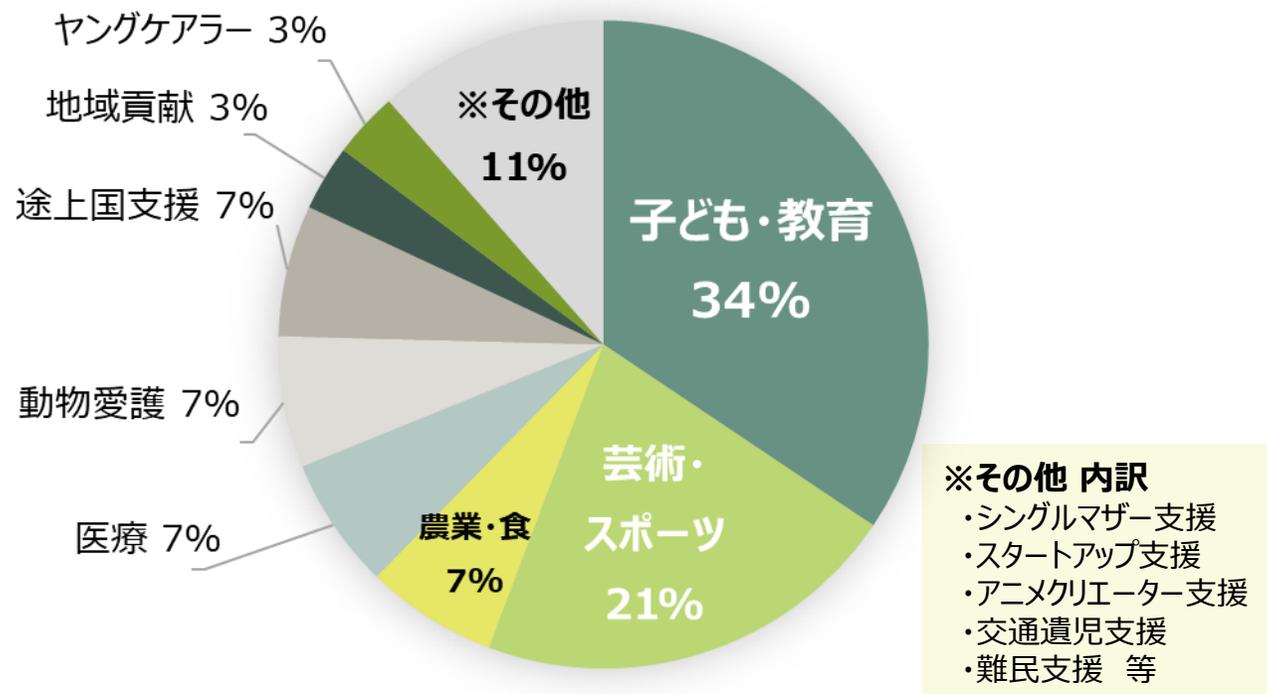
出所：SMBCグループ財団HPより弊行で作成

■ 富裕層の寄付ニーズに関する考察

企業オーナーを主とする富裕層のニーズは多様且つ個別性が高く、ディスカッションを重ねることで、関心のある社会分野（社会課題解決・社会価値創造）が見えてきます

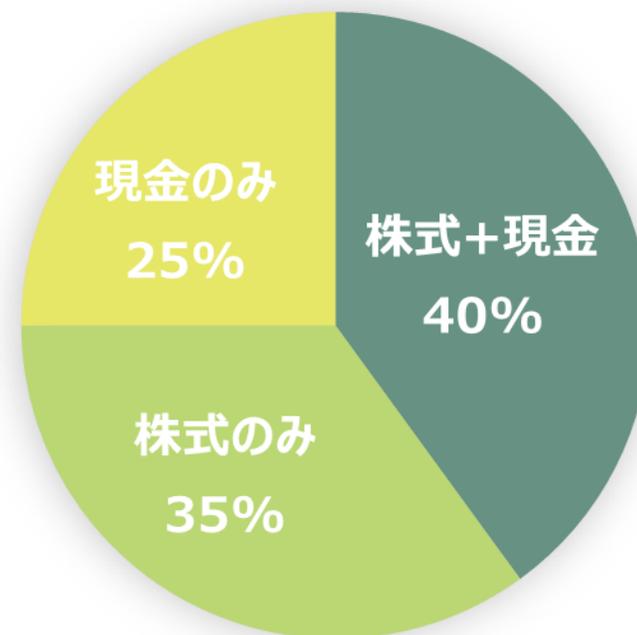
関心ある社会分野について

「子ども・教育」と「芸術・スポーツ」への関心が比較的高いものの、関心分野は幅広く分散



寄付対象資産について

- 株式（≒自社株）のみの寄付は、全体の1/3程度
- 現金を含むかたちでの寄付を希望される方が多い



（出所）三井住友銀行プライベートバンキング企画部による顧客ヒアリング結果を集計

「民間の公益活動」の定義や必要性の明確化について

「公益活動」に対する認識のギャップが発生していることや、「公共事業」だけでは限界があることを踏まえたうえで、「民間の公益活動（フィランソピー）」の定義や必要性について明確化することも選択肢

課題① 「公益活動」に対する国と国民の認識にギャップが存在

- ✓ 民間の公益活動（フィランソピー）について説明した際に、「国がやるべきではないのか」という反応が返ってくるケース有
- ✓ 省庁により「自助」「公助」「共助」の考え方が相異している場合もあり、世間的な共通見解を示しにくい状況

課題② 国等の「公的支援」だけでは支援の限界がある

- ✓ 社会保障財政が将来的にひっ迫していく中、貧困対策（生活保護受給者削減）などは民間公益活動が適している
- ✓ 震災復興における「Build Back Better」の実現のように、官民の協働が必要不可欠な事例もあり

■ : 民間主体・主導 □ : 公的機関主体・主導

	自助	共助	公助
厚労省	自ら働き自分の健康や生活は自分で守る	社会保険料などリスクを共有する仲間で、生活上の困難に対して支え合うこと	公(税金)の負担による特定の人々の支援(セーフティネットの役割)
防災庁	災害が発生したときに、自分(家族を含む)の身の安全を守ること	地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと	市町村・消防・警察・県・自衛隊等の公的機関による救助・援助

理解度の浸透

対応策(案) 「民間公益活動」の定義・必要性の明確化

- ✓ 「自助」「公助」「共助」の共通見解の策定
- ✓ 公的支援と「民間公益活動」の範囲を明確化
- ✓ 内閣府として推進する「民間公益活動」の定義明確化
- ✓ 「民間公益活動」推進の支援・インセンティブ拡充

ギャップの解消

(出所) 令和7年度版 厚生労働白書、「自助」「共助」「公助」防災危機管理eカレッジより、弊行にて作成。詳細については、P7参照

(ご参考)「自助」「共助」「公助」定義の例

①厚生労働省『令和7年度版 厚生労働白書』

社会保障制度の基本的考え方

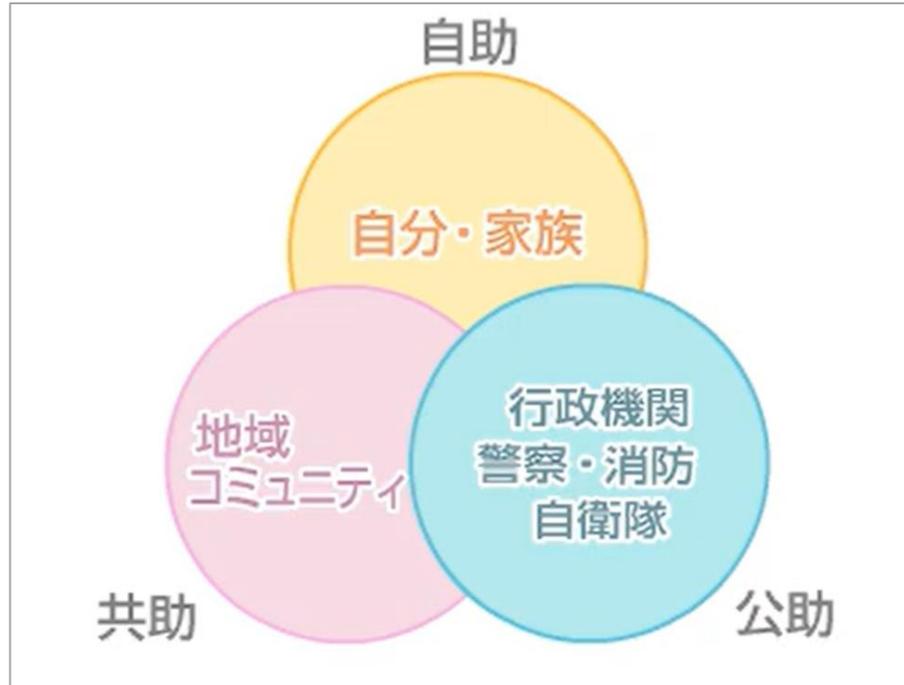
- ✓ 日本の福祉社会は、「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせによって形づくられています。
- ✓ その中で、社会保障は、主に①～③の機能・役割を果たしています。
 - ① 生活のリスクに対応し、生活の安定を図り、安心をもたらす「**生活安定・向上機能**」
 - ② 所得を個人や世帯の間で移転させることによって、生活の安定を図る「**所得再分配機能**」
 - ③ 経済変動の国民生活への影響を緩和し、経済成長を支える「**経済安定機能**」



* 「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点から、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい**社会保険方式**が基本となっています。

(出所) [令和7年度版 厚生労働白書](#)

②消防庁『防災危機管理eカレッジ』



- 自助：まず自分と家族の命を守る
- 共助：地域等、周囲の人たちが協力して助け合う
- 公助：行政・消防・警察・自衛隊等の公的機関による救助

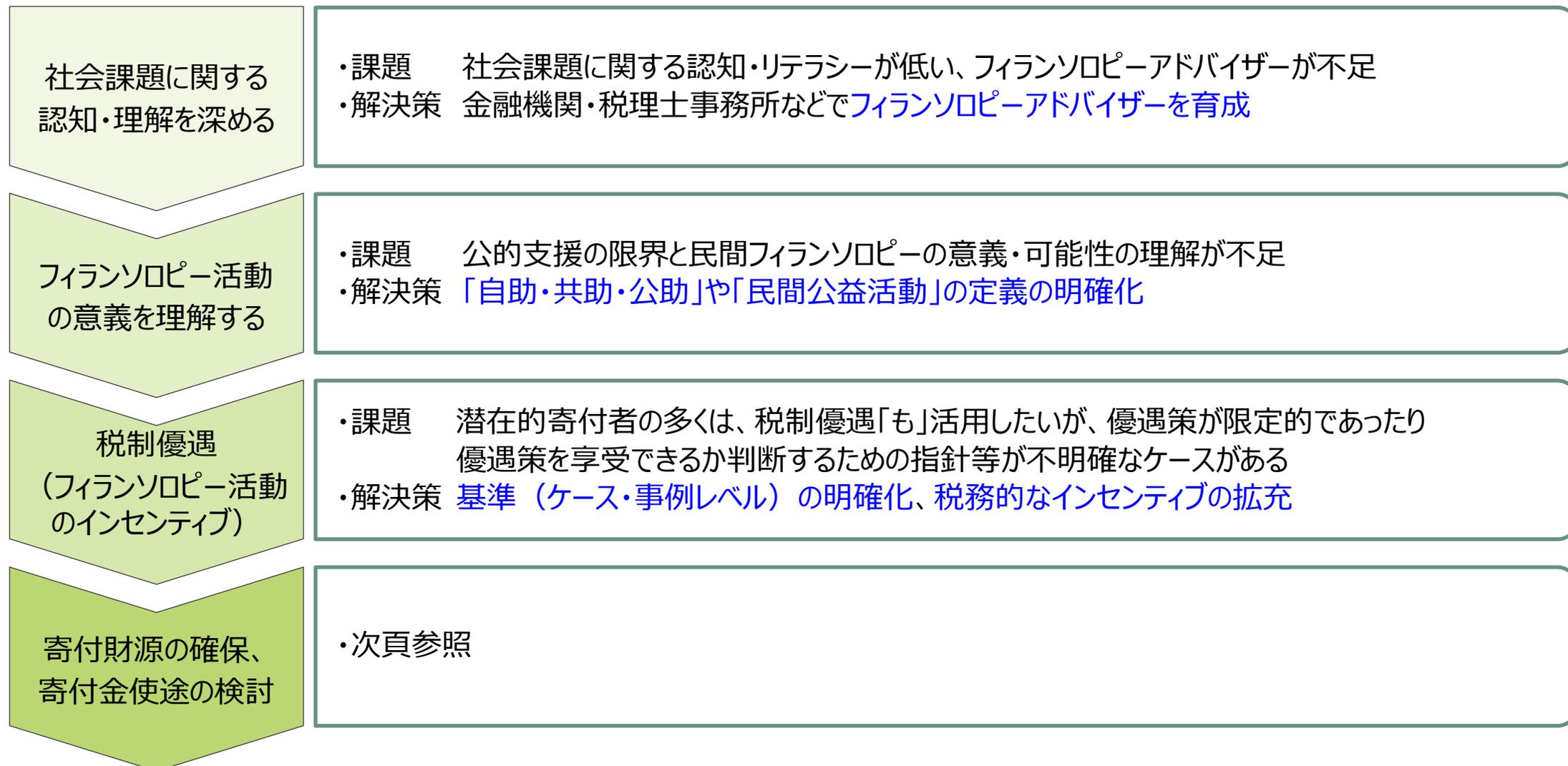
(出所) [4.「自助」「共助」「公助」- 防災危機管理eカレッジ](#)

■ 寄付の税制（海外と日本の比較）

		寄付時の適用 課税評価額	寄付控除の 上限(個人)	控除し切れない 金額の繰越	寄付対象先
日本		取得簿価	課税所得の 40%まで	不可	国・地公体 公益財団、 認定NPO等
米国		時価 但し、保有期間 1年未満は簿価	課税所得の 30%まで (非金銭寄付)	5年まで	公的非課税団体 (運営費の1/3 以上が寄付)
英国		時価 行政、民間専門家、 申請者の合意価格	上限なし	不可	歳入関税庁の承認 を受けた慈善団体
韓国		時価 受贈側の評価額	課税所得の 30%まで	5年まで	行政機関が認定し た非営利法人
シンガポール		時価	上限なし	5年まで	政府に認可 された公益団体

■ フィランソロピー推進のステップイメージ

お客さまにフィランソロピーを推進していく際のイメージになります。

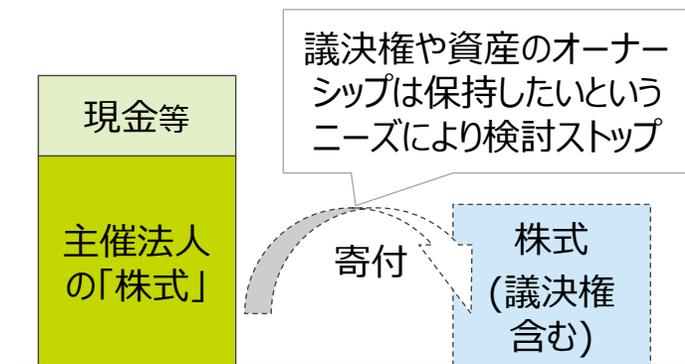


■ フィランソロピー推進の根詰まり（寄付財源の確保、使途）

フィランソロピーに関心のあるお客さまの検討がストップしてしまうケースを紹介します

① 株・資金のオーナーシップ

- 富裕層の方は、資産の大半が主幹法人の株式である場合が多く、株式寄付を検討される方が多い
- 寄付すると議決権を失うため、株式寄付に踏み切れないケースもあり
- 寄付後の資金使途に関与できないことや、資産の返還が出来ないことから寄付に躊躇するケースもあり

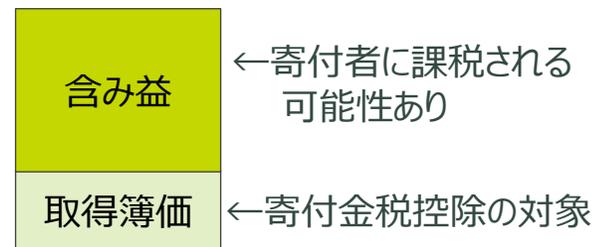


- 株式管理信託の活用等も選択肢
- 「神山まるごと高専」スキームの拡張

② 現金以外の寄付

- 現金以外の資産（株式・不動産・貸付債権等）の寄付ニーズも有
- みなし譲渡益課税、相続資産の不当減少などの課題検討に時間を要し寄付の検討が停滞
- 租税特別措置法第40条に基づく承認申請等により対応できるケースもあるが、明確な指標はない状況

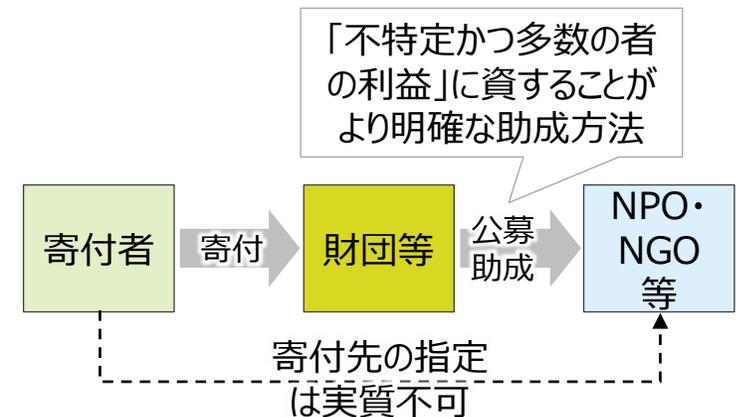
寄付資産の内訳



- 税法上の基準（ケース・事例レベル）の明確化の必要性
- 公平・公正な競争原理が働く環境整備

③ 寄付者助言型基金（DAF）における寄付金使途

- 特定団体（お客さまと利害関係はない）の支援を望んでいるケースもあり
- 公益財団としては「不特定かつ多数の者の利益」に資することを示しやすい「公募助成」の貌をとることが主流
- 寄付者が助成先を指定することは実質的に困難なため、検討が停滞



- 日本版DAFの環境整備に向けた論点整理

■「寄付文化の醸成」に向けて

「寄付文化の醸成」のためのディスカッションテーマとして、以下も選択肢と考えます。

【ディスカッションテーマ】

- ✓ 「共助」における民間の公益活動の財源確保（フィランソロピー）
 - ✓ 「共助」や「民間の公益活動」の定義の明確化
 - ✓ 税務的なインセンティブ（みなし譲渡課税、寄付金税控除、控除額の繰越）

- ✓ 今後の日本における、フィランソロピーアセット種類増加の必要性について
 - ✓ 運用アセットの選択肢（株式、不動産、貸付債権、美術品等）拡充

- ✓ 日本版DAFの環境整備

令和7年度 第2回 「法人等との対話」

テーマ：寄付文化の醸成

PA inc.
Philanthropy Advisors

藤田 淑子

藤田 淑子



フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社
代表取締役

フィランソロピー・アドバイザー

- シティグループ、UBS、クレディスイスのプライベートバンキング部門/ウェルスマネジメント部門において、個人富裕層の資産運用・管理、商品開発に20年以上携わる
- 山口県において、地域活性化支援、障害者就労支援施設（B型）のマーケティング支援、子ども食堂・居場所の運営に携わる。
- NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえの設立、認定取得を経験する。
- 一般財団法人社会変革推進財団（SIIF）にて、新しいフィランソロピー事業の立ち上げ、社会企業家支援、インパクト測定&マネジメント、財団マネジメントに従事。
- 2023年、フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社を設立。

小柴 優子



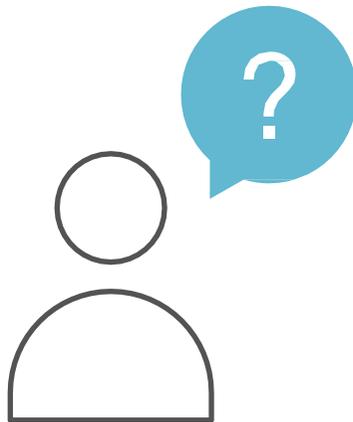
フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社
代表取締役

フィランソロピー・アドバイザー
米国フィランソロピー・アドバイザー
内閣府 公益認定等委員会 上席政策調査員（非常勤）

- 日本GEのリーダーシッププログラムを経て、エネルギー部門にて勤務
- 米国コロンビア大学国際公共政策大学院卒業（MPA）
- Rockefeller Philanthropy Advisorsにてインターン、ジョージ・ソロスのOpen Society Foundationsにて勤務。
- 帰国後、公益財団法人日本財団に入職。その後、出向先の一般財団法人社会変革推進財団（SIIF）にて、社会起業家への出資、インパクト測定、ベンチャー・フィランソロピーファンドの運営を行う。
- 2020年、日本人で初めて米国フィランソロピー・アドバイザー資格CAP®を取得。
- 2023年、フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社を設立

クライアントの「よりよい社会づくり」と
「価値観の社会への反映」を実現する

フィランソロピーをすぐに、楽しく、真剣に



フィランソロピスト
(社会貢献をする人)

- **30-60代 上場・非上場企業 創業者**
事業を成功させ、次の人生を考え始める方
- **30-40代 上場企業創業者のファミリー**
next generation
- **公益財団法人**
上場企業創業者によって設立後、数十年経過

1

フィランソロピー・アドバイザー

社会貢献活動の企画、実践、運営、評価までをサポート



2

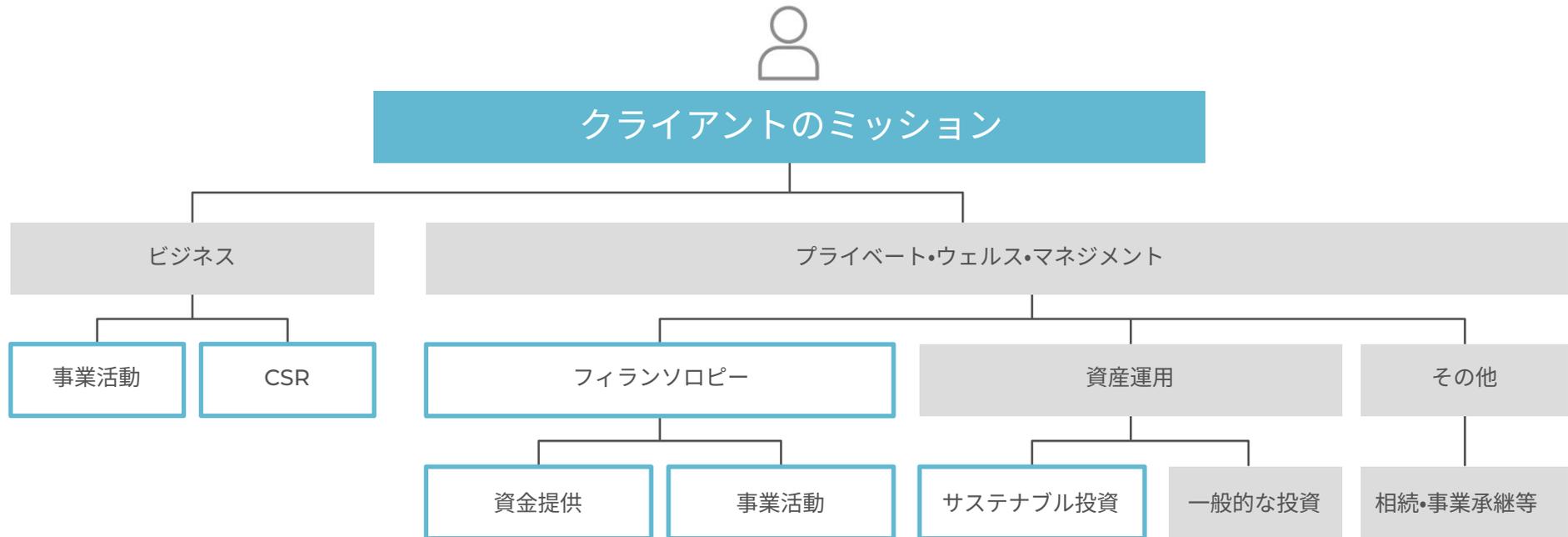
スターター・サポート

社会貢献を行う非営利法人の設立事務・組織運営受託



上記に取り組むクライアントを持つ金融機関・士業の方もご支援します。

クライアントのミッションに紐づく社会的な活動の全てをご支援します



私たちのご支援の範囲

※ 金融商品の紹介、販売、媒介等是不行。 ※ 必要に応じて土業や専門家と連携して対応します。

以下の基本ステップに沿って、社会貢献活動の企画、実践、運営、評価までをサポート



宍戸 華鼓

フィランソロピー・アドバイザー
米国CPA全科目合格
元外資系コンサル



河合 匠

フィランソロピー・アドバイザー
税理士
元大手税務コンサル



鈴木 莉帆

フィランソロピー・アドバイザー
一般社団法人代表
元IT系コンサル



難波 宏隆

フィランソロピー・アドバイザー
CFP®（日本FP協会認定）
元大手銀行、証券会社



西村 勇哉

リサーチ・アドバイザー
人間科学博士



西川 健太郎

フィランソロピー・アドバイザー
元外務省
元戦略コンサル



森谷 佑未

広報
元外資系広告代理店



Walter Sweet

PA Inc. アドバイザリー・コミッティ
Rockefeller Philanthropy Advisors
CEO



事例

Old Generation

1. **承継・節税スキームが多い**：公益財団法人＋措置法40条適用で上場株式を財団に寄付
2. **存続の難しさ**：財団法人等において、代表理事・事務局長の高齢化による承継問題が発生
3. **存在意義が希薄化**：時間の経過による、当初の熱意や関係者のモチベーションの低下
4. **議決権行使における課題**：方針を明文化＋記録＋外部助言＋関係遮断 など対策の未徹底

New Generation

1. **早くから始める**：事業と並行してフィランソロピーを開始
2. **一般財団が増えている**：「節税」より、「やりたいこと」の追求。成果の追求。
3. **寄付集めを行う**：（年齢が若く）資金が十分でないため、または、より大きなインパクト（成果・効果）を求め、他者から集めることを検討する
4. **活動資金を運用**：フィランソロピー活動を持続的に行っていくため、積極的に資産運用を取り入れる。

社会にフリガナ（ルビ）を適切に増やすことで、あらゆる人が学びやすく、多文化が共生する社会づくりを目指す

よめる。
わかる。
ひろがる。

Rubyful for sustainability and
multiculturalism

るび ざいだん
ILB ILB財団

ざいだん かつどう しょうかい どうが ゆうりんどう し
ルビ財団の活動についての紹介動画（YouTubeチャンネル「有隣堂しか知らない世界」）



ボタン一つでサイトにルビを振る、ルビフルボタンを開発・無償提供



全国の大型書店でルビの多い本コーナーを設置

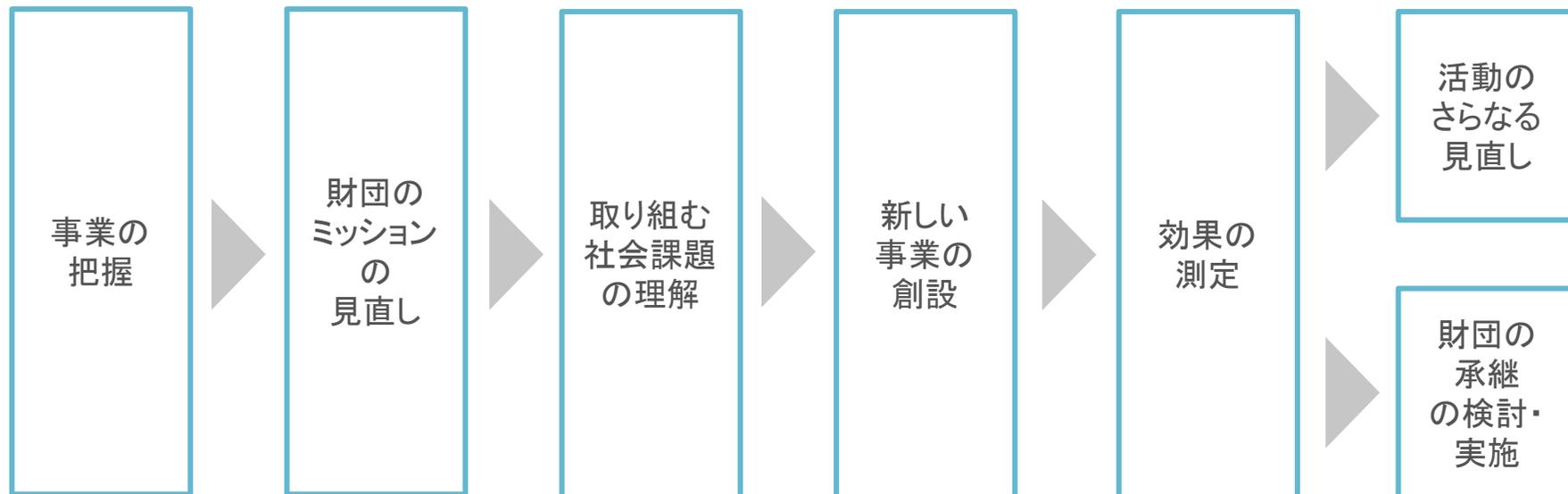
東京大学初のエンダウメント型研究組織として、松本大氏の寄付により総長直轄で設立。日本の社会経済構造を踏まえた資本市場研究を基に、国際競争力を高める構想を長期的視点で描き、政策提言を行う研究組織。

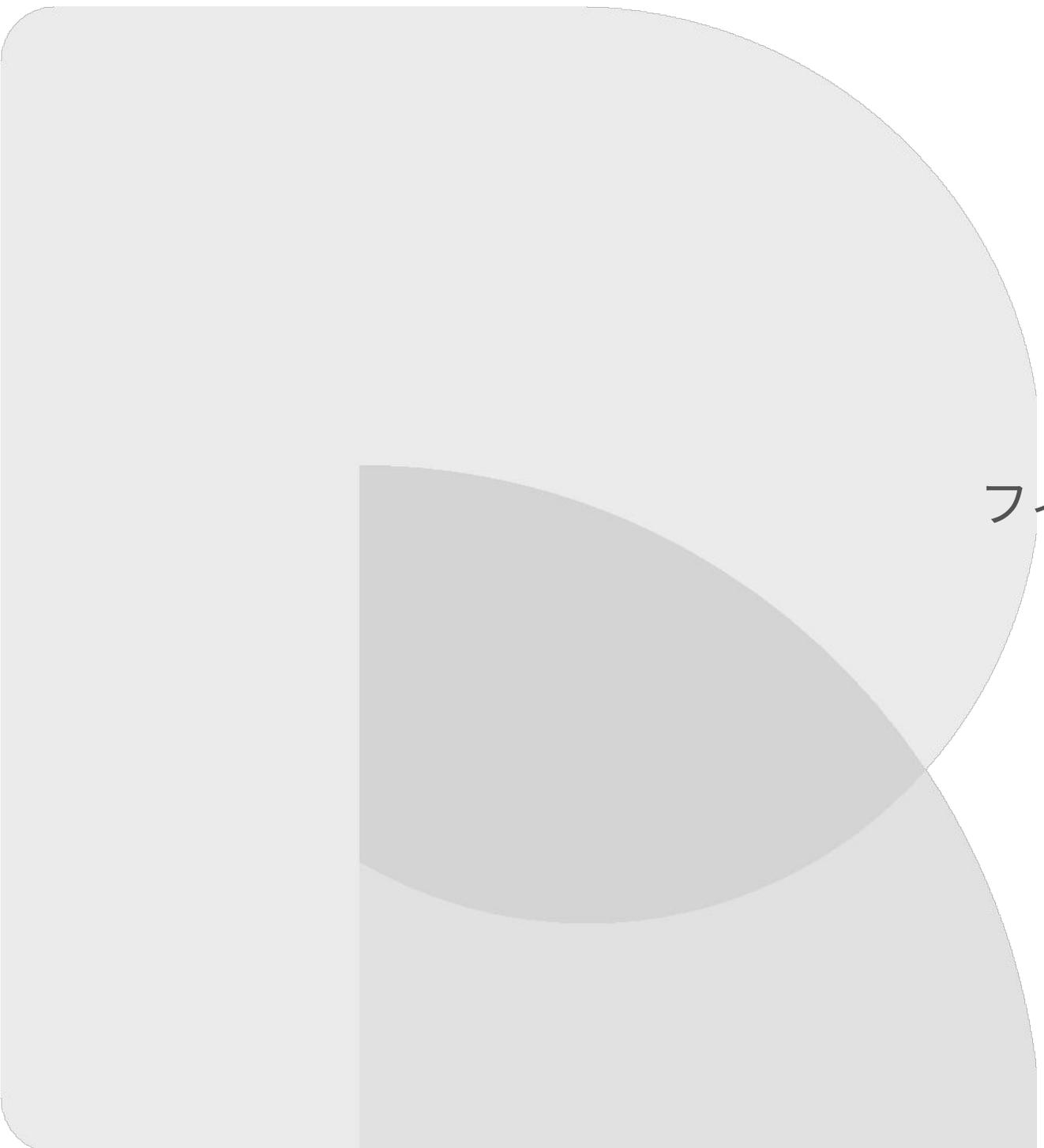
東京大学応用資本市場研究センター（UTCMR）が、政策提言レポート第5号「金利上昇環境での国債投資家層の拡大と企業・家計・金融機関の課題」および同第6号「日本経済・財政の将来像を見据えた日本版ソブリン・ウェルス・ファンド設立の必要性」を同時に発表しました。

2025/12/16 提言

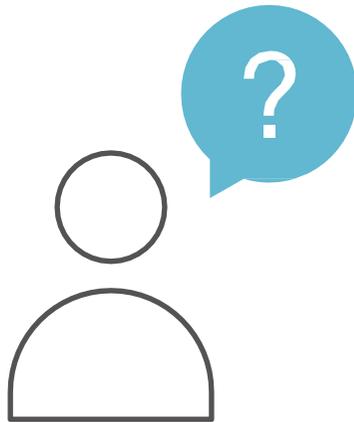


上場企業創業者によって、数十年前に設立された奨学財団。
事務局の交代をきっかけに、財団活動の見直しを行い、新たな意義と社会へのインパクトを
模索中。





フィランソロピストの声



日本の文化・税制

もっと税制優遇を（みなし譲渡所得の軽減・所得税控除が受けられる公益団体の拡大）

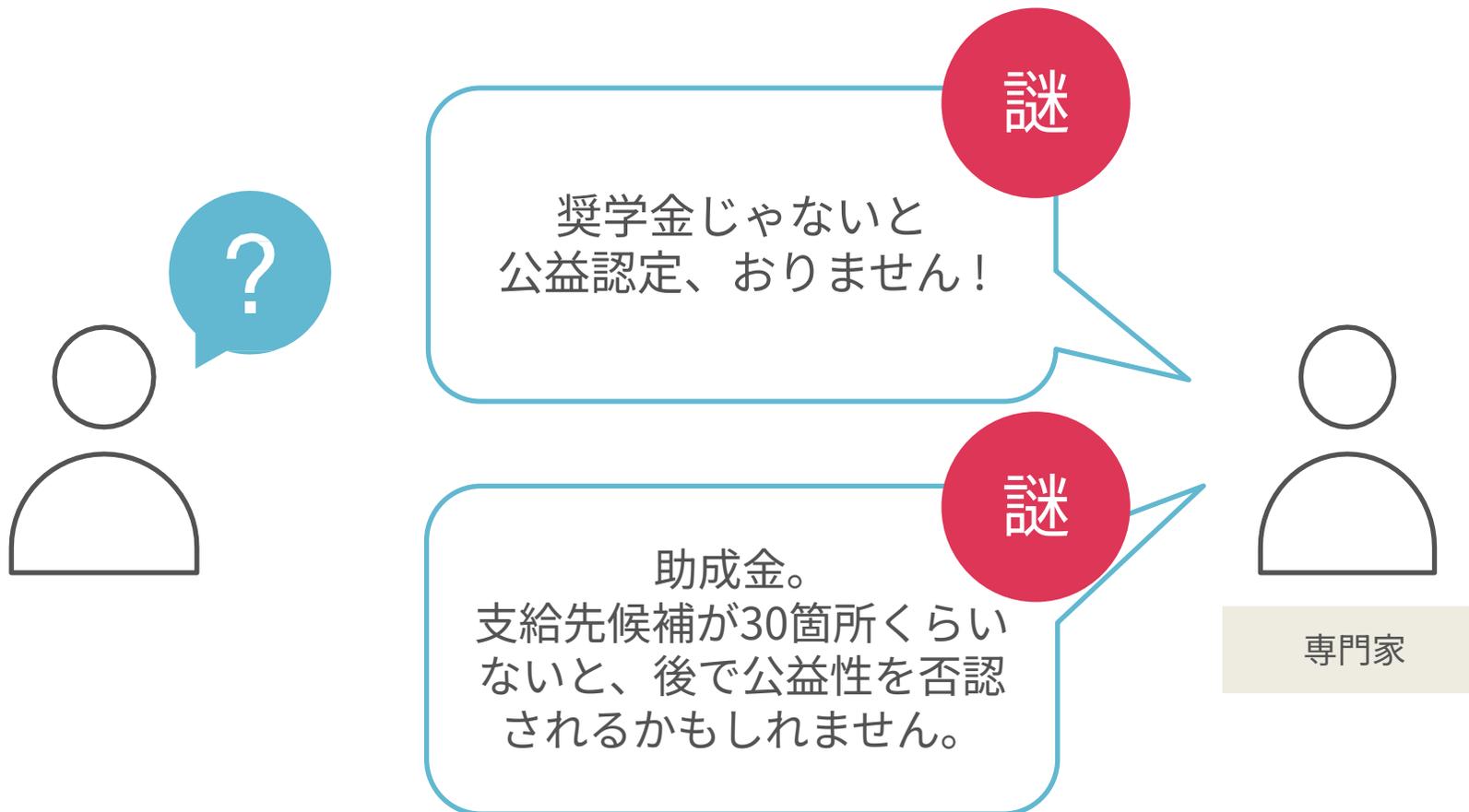
お金だけ出しても効果なし

事業家の伴走・官民の連携が必要

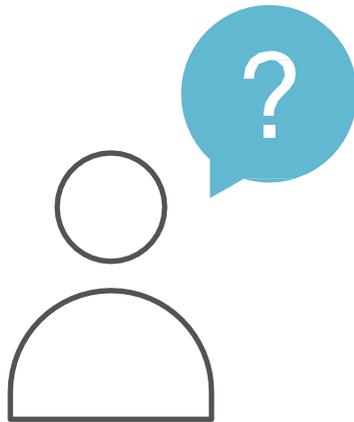
お金の受け手（NPO等）との
お金の価値感の違い

「カッコいい！」

という世界観がない



謎の都市伝説



若手起業家は資金を集める
⇒公益法人の活用の可能性大

変更認定申請の簡素化
⇒スピード感の歩み寄り

富裕層・財団と内閣府とのダイレクト
コミュニケーションが望ましい
⇒不要な誤解を生じさせない

令和7年度第2回「法人等との対話」について

1. テーマ

寄附文化の醸成

2. 趣旨等

寄附の促進を通じた民間公益活動の活性化に向け、法人等との対話を通じて、制度運用上の課題の発掘、特徴的な事例の収集、内閣府に求められる取組のニーズ把握等を実施します。

※概要等は後日公表予定。

<視点例>

(1) 各参加者の事業・活動紹介

- ・ 活動に至る経緯
- ・ 現在の活動内容、体制
- ・ 今後の展望 など

(2) 寄附文化の醸成に向けて

- ・ 寄附の促進に向けた今後の取組についての意見
- ・ 内閣府に求めること など

3. 議事進行

以下の流れを想定

- ① 各参加者から上記視点例を踏まえたプレゼンテーション（各参加者10～15分程度）
- ② ①を踏まえた意見交換（20分程度）

※「対話」終了後、集合写真の撮影を予定



内閣府

令和8年1月16日
第606回 公益認定等委員会

秋以降の活動の振り返りと 年度内の活動予定について

(制度運用改善、民間公益活動の活性化に関する取組を中心に)

内閣府公益認定等委員会事務局
内閣府公益法人行政担当室

公益行政の ミッション

SDGs実現など多様な社会的課題に対して、

- ・ 行政部門では機動的な対応が難しく画一的な対応になりがち
- ・ 利益分配を目的とする民間営利部門のみでも対応に限界

⇒ **公益法人による民間公益活動を活性化し、社会的課題解決を促進**

第7期委員会発足に当たっての談話～更なる公益活動の活性化に向けて～（令和7年4月25日委員長談話）(抄)

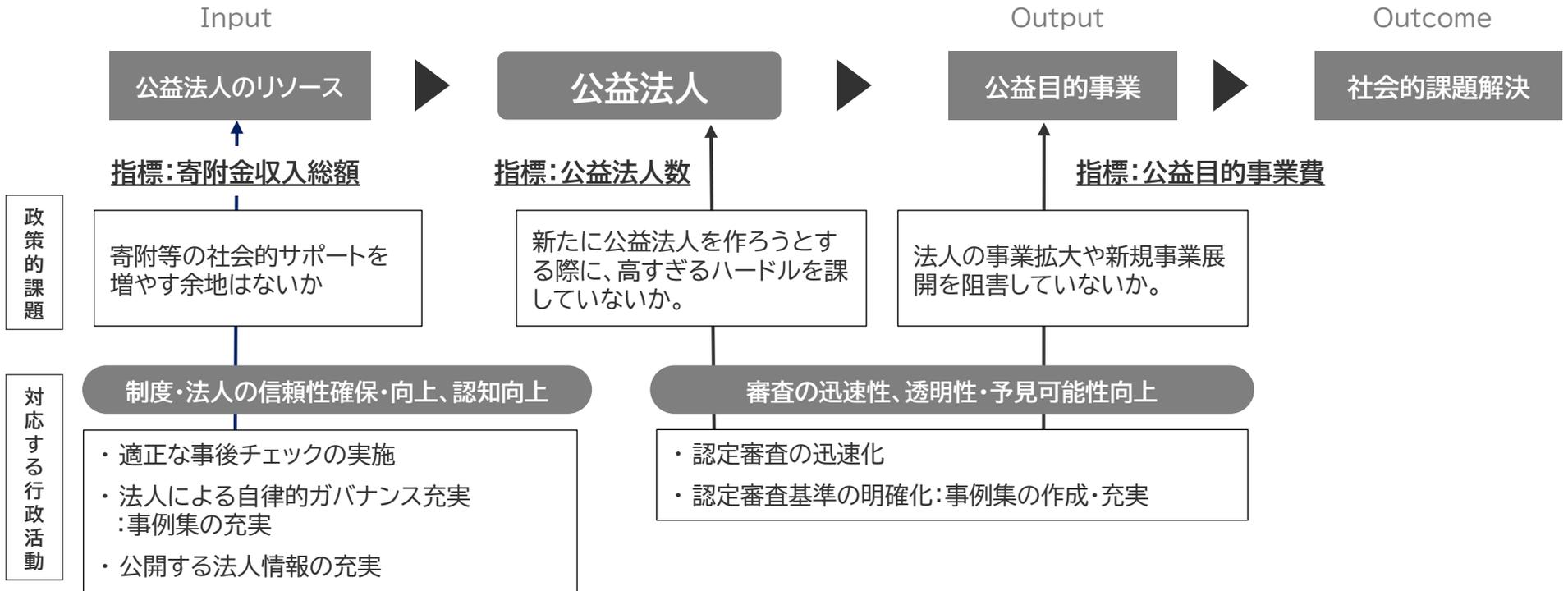
- 委員会の発足に当たり、改めて公益認定等委員会のミッションを「**公益法人による民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること**」として見据え、今後の委員会活動を進めてまいり所存です。
- 民間公益活動を一層活性化させていく上では、「**公益活動の担い手の増加**」、「**公益法人の新たな事業展開・挑戦の増進**」、「**公益法人に対する信頼の確保**」、「**公益法人への認知や支援(寄附等)の増大**」などが重要な課題です。
- このため、委員会では、昨年12月に策定された「新公益認定等ガイドライン」における「基本的考え方」に基づき、
 - ① 公益認定や変更認定について、事前より事後のチェックを重視するとの考えの下で、法令で定められた認定基準に適合するか否かに基づいた**迅速な審査**
 - ② 法人の自律的なガバナンスの尊重を前提としつつ、ガバナンスの機能不全や重大な認定法違反に対する**果敢な監督**
 - ③ 公益法人への社会の認知を高め、寄附等の支援の増加につながる**広報**を進めてまいります。
- これらの多面的な取組に当たって、鍵となるのが「**透明性**」の向上だと考えています。
 - ・ **認定審査に要する期間**に関する情報
 - ・ **認定・監督の事例、その他法人運営上の参考となる事例**
 - ・ **公益法人の活動状況**に関する情報などについて積極的な情報発信・広報を行い、「わかりやすい公益行政」を進めてまいります。
公益法人を始めとする関係各位との「対話」を、重視してまいります。

公益法人の概況

公益法人の概況

	法人数	公益目的事業費総額 (年間)	寄附金収入額 (年間)	資産総額	職員数 (常勤・非常勤)
令和6年	9,746法人 (うち内閣府所管 2,683)	6兆3,217億円	6,186億円	33兆4,955億円	292,864人
令和5年	9,711法人 (うち内閣府所管 2,640)	6兆1,622億円	3,831億円	31兆6,289億円	289,199人
令和4年	9,672法人 (うち内閣府所管 2,606)	5兆8,812億円	6,906億円	30兆8,345億円	293,298人

(出所) 内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」。時点は各年12月1日時点。



内閣府における認定審査の状況

- 新規認定件数は、新制度施行後着実に増加傾向(新規法人の増加)。
変更認定件数は、届出事項の拡大に伴い大幅に減少(手続負担の軽減)。
- **審査期間は新規認定・変更認定ともに短縮**(令和7年度になされた新規認定の申請は全て標準処理期間内に認定)。

制度改革前後における認定件数・審査期間(※現時点の試算値)

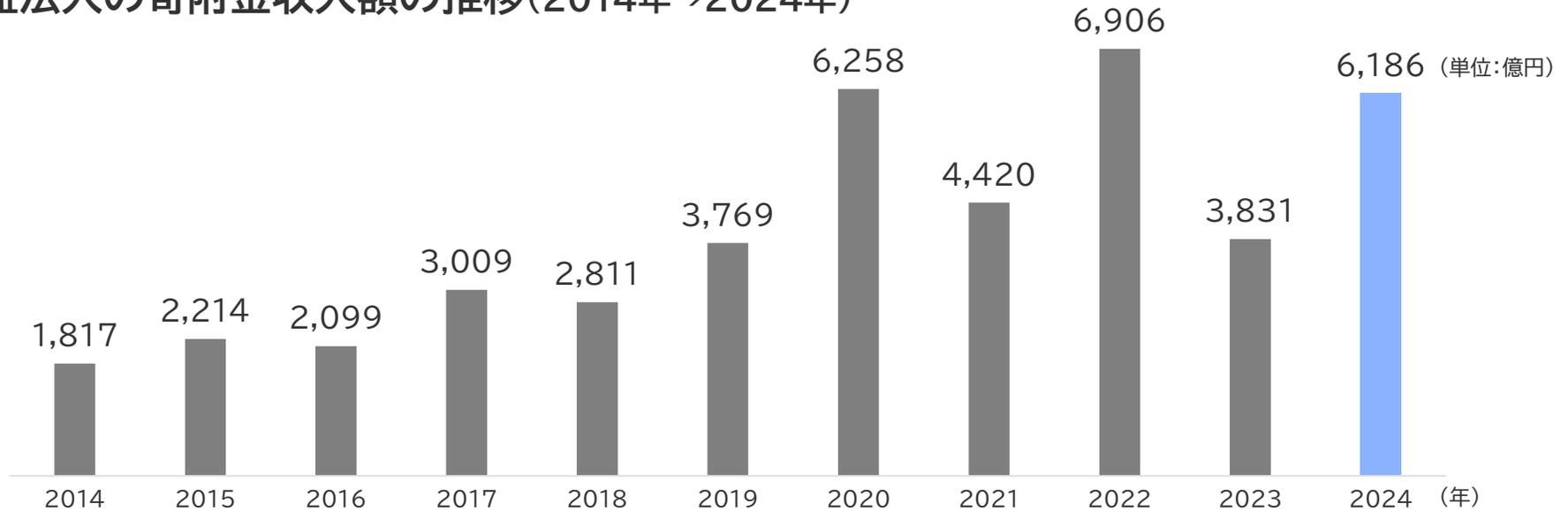
	令和6年度に処分を行ったもの	令和7年度に処分を行ったもの(R7.4~12の9か月分) (うち【】内は令和7年度に申請があったもの)
新規認定	認定件数	57件
	審査期間	50件 【25件】
	(平均)	76日 【40日】
	(中央値)	52.5日 【35日】
	(標準処理期間内)	42% 【100%】
変更認定	認定件数	88件
	審査期間	30件 【25件】
	(平均)	53日 【39日】
	(中央値)	33.5日 【30日】
	(標準処理期間内)	32% 【64%】

※ 上記審査期間は、補正期間の調整等を行っていない、申請から処分までの期間。令和7年度分は現時点の試算値。

※ 標準処理期間は、新規認定については4か月(≒120日)、変更認定については40日。

公益法人に対する寄附の推移

公益法人の寄附金収入額の推移(2014年→2024年)



(出所) 内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(各年12月1日時点における過去1年間に提出された事業報告等に基づく)

寄附市場全体の状況

個人による寄附

2014年 7,409 億円
2020年 12,126 億円
2024年 20,261 億円

(出所) 日本ファンドレイジング協会編「寄附白書2025」

企業による寄附

2014年度 7,103億円
2023年度 13,702億円

(出所) 国税庁「会社標本調査」

遺贈による寄附

2014年 75.6億円
2022年 320.9億円

(出所) 日本承継寄付協会「遺贈寄付白書」

(参考)相続財産の金額推移

2014年 124,086億円
2023年 227,107億円
2024年 245,415億円

(出所) 国税庁「令和5年分相続税の申告事績の概要」
国税庁「令和6年分相続税の申告事績の概要」

(参考)米国における寄附の動向

2024年の米国寄附動向

(※10年以上連続で増加傾向)

合計 約 89.8兆円(5,925億ドル)

(内訳)

個人寄附 約 59.4兆円 (3,925億ドル)

法人寄附 約 6.7兆円 (444億ドル)

遺贈 約 6.9兆円 (458億ドル)

財団 約 16.6兆円 (1,098億ドル)

(出所) Giving USA 2025

※ ドル円レートは151.48円/米ドルで試算
(インターバンク直物相場・東京市場中心値の期中平均レート)

秋以降の活動の振り返り (フォーラム・ブロック会議)

新しい公益対話フォーラム(12/10)の開催結果

民間公益活動の活性化をテーマに、「対話フォーラム」を開催

→ 現地約150人、オンライン約400人が参加

(資料等は公益法人informationに掲載：<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/wx1jyg22sk.html>)



開会挨拶(ビデオメッセージ) 黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣

基調報告 高角 健志 内閣府公益認定等委員会事務局長/公益法人行政担当室長

講演(「寄付白書2025」について)

佐々木 周作 『寄付白書2025』寄付白書発行研究会委員

/大阪大学 感染症総合教育研究拠点 行動経済学ユニット特任教授

パネルディスカッション(テーマ「寄附文化の醸成」)

パネリスト

岸本 幸子 (公財)パブリックリソース財団代表理事

シェーファー 平ダーヴィット 三井住友銀行プライベートバンキング企画部 部長

/ (一社)グラミン日本 業務執行理事

三浦 美樹 (公財)Will for Japan 代表理事/(一社)日本承継寄付協会代表理事

山田 泰久 (公財)日本非営利組織評価センター業務執行理事

コーディネーター

黒田 かをり 内閣府公益認定等委員会委員



新しい公益対話フォーラム パネルディスカッションでの主なコメント①

寄附に関する現状、寄附者のニーズ等

- 推計される年間相続財産は約50兆円。金融資産の7割を60歳以上が保有。
→ 老老相続による相続財産の不活用、相続による地方から都市圏への資産流出などが課題。
→ 遺贈寄附が増えることで、社会課題解決に回るお金が増えるのではないか。
- 株式による寄附のニーズが大きい(特にオーナー企業の株主など)。
- 地域を限定して寄附を行いたい(地域の中で資金を循環させたい)というニーズが増加傾向。

寄附の受け入れに向けた公益法人等の取組

- 寄附者の性質(個人か企業かなど)に応じた戦略的な情報発信が重要(例えば、個人の寄附であれば共感を得られるようなストーリーテリング、企業の寄附であればデータに基づいた説明を行うなど)。
- 寄附者の成功体験(寄附してよかったと思われるよう、寄附者に対して事業成果を報告するなど)が重要。
- 社会課題(ニーズ)を把握しており、こうした社会課題解決のためのシーズや戦略を持っているということが重要ではないか。

事例・ユースケース等

- オリジナル基金(冠基金)：社会変化に応じて柔軟に社会課題の解決を支援することが可能。
- 日本版DAF(Donor Advised Fund)：寄附の段階で税制優遇を受けつつ、寄附財産を運用することで育てるとともに、信頼性ある団体の中から寄附者の意思を反映して助成することが可能。
- 有価証券管理信託：実質的な株式の保有を継続しながら、自社株からの配当金を財団に帰属させ、社会貢献活動に充てることが可能。

寄附の拡大に向けた課題等

- 寄附に当たっての情報格差が大きい(寄附者が寄附先の信頼性、寄附金の用途等を把握することは難しい)
→ 寄附や支援につながるよう、NPO等の信頼性の見える化や、寄附のインパクト(寄附によりどのような社会課題の解決につながったか)を具体的に示していくことが重要。
- 株式等の現物資産による寄附をやすくするための環境が整備されるとよいのではないか。
(税制上のインセンティブでソーシャルセクターに向かう資産を増やす余地があるのではないか)
- 財団の合併等を通じて、活動の継続が困難になっている財団に眠っている財産を有効活用するということもあり得るのではないか。
- 寄附者(委託者)の存命中は収益等を寄附者等に帰属させ、寄附者の死後は残った財産を公益事業に用いるCharitable Remainder Trust(残余公益信託)のような仕組みを設けられるとよいのではないか。
- NPO法人、公益法人、社会福祉法人など様々な非営利組織が存在するが、政府の担当部署が分かれている。担当部署が横串で連携して情報発信していけるとよいのではないか。

令和7年度ブロック会議の実施結果

実施内容

■ 都道府県との意見交換

- ・ 公益法人の審査・監督等に関する意見交換(ガイドライン改定に向けた意見募集、寄附促進に向けた課題・事例等)
- ・ 内閣府からの情報共有(公益信託制度の概要(都道府県で必要となる対応等)、公益法人制度の最近の動向)

■ 地域で活動する公益法人との意見交換

- ・ 公益法人制度に対する意見、活動を進める上での課題感等についてヒアリング・意見交換

開催実績

実施日程	ブロック	対話を行った法人	出席委員
10/2 ~10/3	中国四国	(公財)えひめ女性財団、(公社)愛媛県畜産協会、 (公社)愛媛能楽協会	湯浅委員、黒田委員
10/16 ~10/17	東海北陸	(公財)名古屋まちづくり公社、(公財)明治村、 (公財)刈谷少年少女発明クラブ	湯浅委員、黒田委員
10/23	関東甲信越静	(公財)とちぎ未来づくり財団、(公財)とちぎ男女共同参画財団、 (公財)栃木県国際交流協会	生野委員、北村委員、 原田委員
11/12 ~11/13	北海道東北	(公財)いわて産業振興センター、(公財)いきいき岩手支援財団、 (公財)盛岡市文化振興事業団	清水委員長、生野委員
11/20	九州	(公財)おきなわ女性財団、(公財)沖縄県メモリアル整備協会、 (公財)沖縄県文化芸術振興会、(公財)沖縄県産業振興公社	生野委員、黒田委員
11/27 ~11/28	近畿	(公財)琴ノ浦温山荘園、(公財)南方熊楠記念館、 (公財)島財団	湯浅委員、石津委員

公益法人制度の運用について

【全般】

- 行政庁の担当者の知見の習熟・伝承(研修、マニュアル・チェックリストの整備等)
- 公益目的事業該当性の判断が悩ましい事例について

【監督】

- 立入検査の運用(重点検査と点検調査の区別の基準、点検調査のサイクル等)
- 定期提出書類の確認方法

【法人運営】

- 外部理事・外部監事の選任(なり手不足、外部性の判断等)
- 事務局体制が脆弱化しガバナンスの確保等が困難となっている法人への対応

⇒ ガイドラインで明確化等すべき点について、ガイドラインの改定に反映。
あわせて、事例集等を通じて都道府県・法人に参考となる情報の提供を検討。

新公益信託法の施行に向けた対応について

- 来年4月の法施行に向けて都道府県で必要となる対応(条例改正等)
 - 都道府県内での運用方法(合議制機関の委員の選定、都道府県内の担当部署(集中管理・分散管理)等)
 - 公益信託に対する審査・監督の運用の具体的なイメージ(一つの受託者が複数県の所管する複数の公益信託の受託者となっている場合の対応等)
 - 公益信託のメリットや公益法人との違いについての具体の事例ベースでの情報発信。
- ⇒ 12/22に各都道府県の実務担当者等を対象とした説明会を実施。
1月以降も各地域での説明会とあわせて都道府県向け相談会を実施。

寄附の促進に向けて

- 単に寄附を促進するというだけでなく、ガバナンス・コンプライアンスとセットで検討する必要があるのではないか。
 - 法人やその活動の認知度が低い。法人や事業の検索が難しい。
 - 法人の活動内容や寄附の募集方法について、参考となる事例集を示してほしい。
 - 法人が寄附募集に取り組みやすくなるよう、寄附申出書・受領書等の様式例を示してもよいのでは。
 - ファンドレイジングに関する研修等の人材育成の取組が必要ではないか。
 - 寄附金控除の適用に当たって論点となる返礼品の「対価性」の有無について、何らか考え方が示されると法人が寄附の募集に向けた活動をしやすくなるのではないか。
 - 寄附の拡大に当たっては、収支均衡との関係が課題(寄附額の増加に応じて事業を拡大するだけの余力がない場合がある)。
 - 寄附募集の手段がアナログであることが課題。
- ⇒ 内閣府としても、引き続き、情報発信や関係者との情報交換等に取り組んでいく。

令和7年度ブロック会議 各地域の公益法人における寄附募集の取組事例

各地域の公益法人における寄附募集の取組事例

※都道府県や法人から紹介のあった事例

- 企業系の財団において、母体企業の株主向けに、株主優待を受ける代わりに財団に寄附を行うという選択肢を用意している例
 - 法人の取組に賛同する企業が寄附付き商品を販売し、売上に応じた一定額を当該企業が法人に寄附している例
 - 法人のホームページに賛同企業のホームページへのバナーを貼り、バナーのクリック数に応じた額が当該企業から法人に寄附されるワンクリック募金の例
 - 特定のテーマ(森林整備、動物愛護等)に焦点を当てて寄附の募集を行っている例
(クラウドファンディング等を活用している例も)
 - コミュニティ財団が地域社会のために活動しているNPO・市民団体等から公募・採択した事業ごとに寄附を募集し、寄附者が関心を持つ活動・団体を選択して寄附を行えるようにしている例
 - 寄附型自動販売機の例(自動販売機の売り上げの一部が法人に寄附される仕組み)
 - 寄附者に対して、お礼の手紙の送付、施設見学への招待などのコミュニケーションを行っている例
 - 地元自治体と連携して広報を行うことで認知度を高めている例
 - 現金だけでなく、電子マネー、QRコード決済による寄附を集めている例
 - (地域の)決済サービス(電子マネー等)と連携し、決済サービス利用金額の一部が自治体等を通じて民間公益活動への寄附に充てられている例
- ⇒ 今後、こうした取組事例について、横展開につながるよう情報発信を進めていく。

公益法人制度の運用について

- 変更認定と変更届出のいずれに該当するか判断に迷う事例がある。
- 中期的収支均衡をどのように達成していくかに悩むことがある。
- 事業計画、事業報告の具体的な書き方に悩むことがある。
- 新会計基準については、引き続き内閣府からの情報発信をお願いしたい。

法人運営について

- 物価高によるコスト増、自治体等からの補助金の減少により財源確保が課題。
計画的な事業拡大や職員数の増加が難しい。
- 合併を行ったことで、文化施設の運営等の事業について、様々な施設の管理を連携しながら行うことができるようになるなど、事業同士の相乗効果や職員の育成に好影響が生まれている。

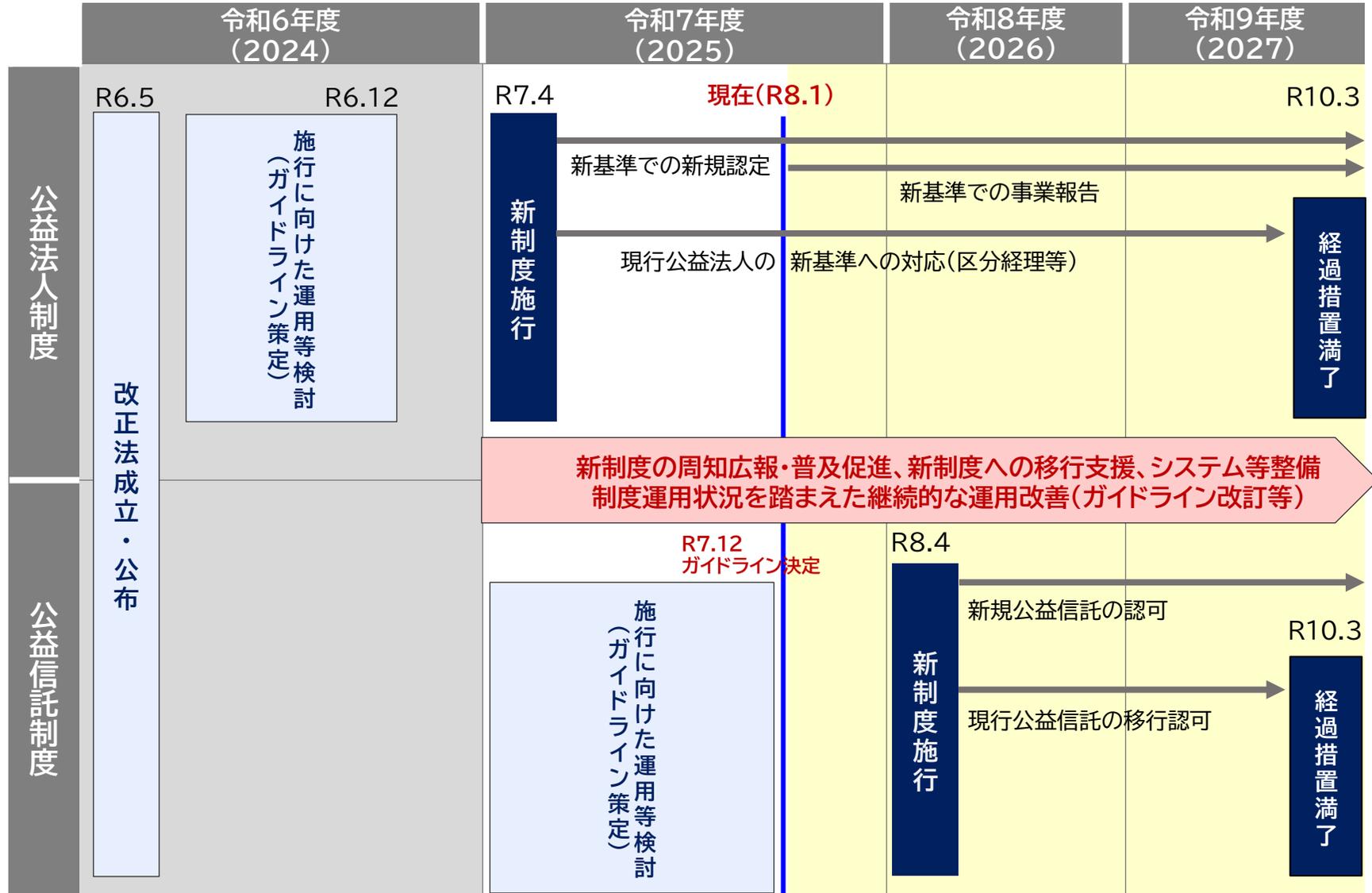
寄附の受入促進に向けた課題感等

- これまで賛助会員の会費として寄附を受け入れていたが、会員の高齢化・減少等に伴い寄附金収入は減少傾向。賛助会員となるメリットを示せるかが課題。
- 青少年支援など、理解の得やすいテーマについては一定程度寄附を受けやすい。
(他方で、一定程度機運が盛り上がっても、寄附者へのツテがなく、寄附までつながりづらい例も)
- 個別の法人は、企業や金融機関と接点を持っていないのが現状。
経済界や金融機関など外部とのネットワークを構築できるようになるとありがたい。
- 単発の寄附で終わらず、継続的に寄附をしてもらえるよう寄附者とのコミュニケーションが重要。

年度内の活動について

今後の活動について

- 公益信託については、昨年12月にガイドラインを決定。4月からの新制度施行に向け、1～3月で全国で説明会を実施。公益法人については、ブロック会議や法人向けアンケートの結果等も踏まえてガイドラインの改訂等を検討。
- あわせて、委員会としても、法人等との対話などの取組を継続。



趣旨

- ・ **令和6年12月に公益認定等ガイドラインの抜本的な改訂を実施。**
ガイドラインは、社会情勢の変化、判断の蓄積、関係者（公益法人、都道府県、国民・企業等）の要望等を踏まえ、**少なくとも年に1回は見直しを検討**することとなっている。
- ・ 来年4月からの新公益信託制度のスタートに伴い、公益法人が公益信託の受託者等となる際の考え方を示す必要がある。また、新法人制度施行後の動向や委員会における議論、関係者との対話等も踏まえて、改訂の必要性を検討

ガイドライン改訂において主に想定される事項やその他の課題

1. 新たな公益信託制度の開始に伴う対応

- 公益法人が新制度下で公益信託の受託者等になることを想定した記載の検討

2. 公益認定法令の運用の明確化

- 変更届出の要否の判断基準の明確化
- その他民間公益活動の活性化を図る上で必要と考えられる記載の明確化・充実化
(例：寄附の募集、資産運用等に関して各法人が様々な取組を行う上でガイドラインとの関係上明確化することが望ましいと思われる事項の充実化)

3. その他

- (改訂にあわせた事例集の作成や公益法人に対する寄附の促進、公益法人の事業継続・人材不足対策等のテーマについても発信)

今後の進め方、スケジュール（想定）

- ・ 委員の皆様や有識者も含む幅広い関係者から、運用の明確化が必要な事項や情報発信を強化すべき点など、法人行政に関する幅広いご意見をいただき改訂を検討。
- ・ 令和7年12月～令和8年3月 関係者等からの意見聴取、委員会における議論、とりまとめ
- ・ 令和8年度 改訂版ガイドラインの周知・運用

法人等との対話について

「法人等との対話」について

- 令和7年4月の第7期委員会発足に当たっての委員長談話では、公益法人による民間公益活動の活性化を図る上で、公益法人に対する支援(寄附等)を呼び込むための活動を審査・監督と並ぶ重要な取組の柱として位置付け、「透明性」や、関係者との「対話」を重視。
- こうした活動の一環として、「法人等との対話」を開催し、制度運用上の課題等や改善点等を明らかにし、今後の取組に反映させるとともに、こうした活動のプロセス自体を積極的に情報発信していく。

今後の「法人等との対話」について

- 今年度は、寄附の促進等を通じた民間公益活動の活性化をテーマに、制度運用上の課題の発掘、特徴的な事例の収集、内閣府に求められる取組のニーズ把握等を実施。

第1回	10月10日	寄附の受け手である助成・奨学金等の事業を行う公益法人関係者との意見交換 (公財)孫正義育英財団 源田事務局長 (公財)サントリー芸術財団 田中専務理事 (公財)伊藤謝恩育英財団 藤岡常務理事・事務局長
第2回	1月30日	民間公益活動に寄附を通じて資金提供を行う富裕層に助言を行う立場の関係者との意見交換 (株)三井住友銀行 プライベートバンキング企画部 シェーファー部長、堀部長 フィランソロピー・アドバイザーズ(株) 藤田代表取締役
第3回	(調整中)	(地域の課題解決に取り組むコミュニティ財団などとの対話を検討)